

回 答 書 乙第 12 号証

平成 25 年 6 月 18 日



鳥取市長 竹内 功 様

公益社団法人鳥取県不動産鑑定士協会

会 長 村上 保雄



固定資産税の評価替えにおける標準宅地等の鑑定評価において同和地区であることがどのように影響するかの問い合わせについて、以下のとおり回答致します。

記

不動産鑑定士が標準価格の査定において同和地区であることを理由に価格を上下させることはありません。そもそも鑑定を行う不動産鑑定士は同和地区の場所を認識していません。

確かに、標準価格の査定に用いる「取引価格」と、「地域要因の比較」における「地域の名声、品位等」という地域要因に、實際上、同和地区であることが影響を及ぼすことは考えられます。

しかしながら、「取引価格」については、個々の取引事例における売買当事者間で同和地区であることが考慮されていることもあれば考慮されていないこともあり、同和地区であることが必然的に「取引価格」に反映されるわけではありません。また、標準価格の査定に用いる「地域要因の比較」についても、その一要因となる「地域の名声、品位等」に影響を及ぼす要素は様々です。一括りに同和地区であるという要素だけで「地域の名声、品位等」が決定されるわけではなく、同和地区であることが必然的に「地域の名声、品位等」に反映されるわけではありません。

従って、同和地区であることが「取引価格」や「地域の名声、品位等」という地域要因を介して標準価格の算定に間接的に影響を及ぼすことを完全に排除することはできませんが、さりとて常に影響を及ぼしているともいえませんし、不動産鑑定士が標準価格の査定において同和地区であるとの理由をもって意識的に価格を上下させることはありません。

以上

鳥取市同和対策総合計画

平成4年4月

鳥 取 市

2. 生活の向上と雇用の促進対策

(1) 雇用の促進と職業の安定

① 現況

労働行政は、均衡のある雇用の促進と職業の安定を図るため、国の責務としてその施策が講じられており、地方公共団体は機関委任事務として、一部の権限を執行しています。

戦後、貿易立国を施策の柱として推進してきたわが国経済は急速に発展し、世界に確たる経済大国となり、雇用情勢も若年層を中心として常用雇用者の割合が上昇し、有効求人倍率は高い数値で推移しており、中高年令者は依然として就職難の現状にあるものの、概して人手不足の状況が続いています。

このような社会情勢の中で、関係住民に対する就職差別の解消は、表面的には一定の成果は見られるものの、従来の状況を完全に脱却したとは言えない現状にあります。

これは、その就業が、臨時・日雇といった身分上の安定性を欠く形態が多く、職種もきつい、汚い、危険といった企業への就業割合が高いことに起因するものです。

また、鳥取県が平成2年度に実施した同和地区生活実態調査

によると、鳥取県全体(一般地区を含む。)の15歳以上の就労比率は66.2%、非就労比率は33.7%であるのに対し、県東部の同和地区における就労比率は63.1%と3.1%低い現状にあります。

② 課 題

今後、達成されるべき課題は、国民全体の差別意識の解消を図りながら、新規学校卒業者における、不安定な就職状況を克服していくため、より積極的に雇用機会の確保に努める一方、中高年齢者を中心とする就業者に対しては、知識及び技能の修得等職業の安定と向上につながる施策に努めます。

③ 施 策

このような現況と課題を踏まえ、国は、地域改善対策特定事業の推進に当たり、

- 1 職業指導及び紹介
- 2 職業相談員による職業についての相談活動
- 3 事業主に対する啓発・指導
- 4 職業安定推進の講習会等の実践
- 5 職業訓練の受講促進

3 健康で明るいくらしの 確保対策

同和地区における社会福祉の問題は、住民に健康で文化的な生活を保障することによって、同和問題の根本的解決を図ることを目的とするものです。

すなわち、生活環境の整備、教育対策、生活向上等の施策とあわせて、生活の基盤となる健康保持のための保健衛生施策及び高齢者、心身障害者、母子家庭等にあっても安心して社会生活が送れるよう福祉施策の強化を図る必要があります。

(1) 児童福祉

① 基本的な考え方

次の時代の担い手として、心身ともにたくましい児童を育成していくためには、家庭、学校、地域社会が一体となって健全な児童を育むための環境づくりや、社会性、自主性、自立性を育てるための取り組みが必要であり、このため、児童の学習活動、団体活動、社会参加等を促進する拠点施設として児童館の整備を図ります。

② 現況と課題

ア 市営住宅家賃

同和対策により建設された市営住宅は、入居資格の収入基準より低額所得の入居者が多い現状であり、支援を行います。

イ 貸付金

低額所得世帯等に対する経済的自立を図るため生活福祉資金（更正資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養資金）の貸付制度があり、この制度の利用を周知します。

ウ 生活保護

生活保護受給者の現況は、市全体では受給者1,454人のうち同和地区における受給者は、194人であり、全体の13.3%となっています。人口比でみる被保護者の割合は市全体では1.03%、同和地区では3.07%となっています。

③ 施策

市営住宅家賃については、県営同和向け住宅家賃の減額措置に準じて減免措置を継続し、また老朽化した住宅については、

鳥取市同和対策総合計画

平成9年4月

鳥取市

2 生活の向上と雇用の 促進対策

(1) 雇用の促進と職業の安定

① 現況

国内経済を取り巻く環境が依然として厳しい状況にある中で、産業構造の変革が進み、企業は人員削減によるリストラ、海外移転などを展開し、産業の空洞化が懸念されています。このような状況にあって雇用環境はますます厳しい状況が続くことが予測されます。

国が平成5年度に実施した「同和地区生活実態調査報告書（鳥取県分）」によると、県東部の同和地区における15歳以上の就労比率は66.0%であり、平成4年度就業構造基本調査による県全体の就労比率は66.3%とほとんど同率となっており、平成2年度の鳥取県同和地区生活実態調査による就労比率（63.1%）に比べ改善されています。

しかし、就労形態の常雇率で見ると、若年層では高くなっているものの、職種や収入等の面ではなお較差があります。さらに中高年齢層の不安定就労は依然として解消されていない現状にあります。また、勤労所得額をみると、一年間の収入または

収益が、平成4年就業構造基本調査によると県全体では、「300万円未満」が56.4%であるのに対し、平成5年度同和地区生活実態調査によると同和地区では、「300万円未満」が73.2%となっているなど、同和地区の経済レベルは未だ県平均よりかなり低い層が大半を占めている実態があります。

このように、関係住民に対する就職差別の解消は、表面的には一定の成果はみられるものの、従来の状況を完全に脱却したとは言えない現状にあります。

② 課 題

今後達成されるべき課題は、国民全体の差別意識の解消を図りながら、

- ア. 新規学校卒業者の様々な分野における就業の場を確保すること
- イ. 中高年齢層を中心とした不安定な就労実態の解消を図ること
- ウ. 公正な採用選考の実施による地区住民の就職の機会均等を確保すること
- エ. 企業において同和问题解決の取り組みがなされるような指導を行うこと

促進します。

(5) 低額所得者援助対策

① 基本的な考え方

低額所得者の援助対策については、生活の安定と自立の促進が急務であり、高齢や疾病等により自立が困難な人々に対しては、福祉諸施策の活用及び関係機関との連携を図りつつ必要な支援を行うほか、同和地区における生活基盤の全般的向上に資することが求められています。

② 現況と課題

ア 貸付金

低額所得世帯等に対する経済的自立を図るため、生活福祉資金（更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養資金）の貸付制度があり、この制度の利用を周知します。

イ 生活保護

生活保護受給者の現況は、市全体では受給者1,122人のうち同和地区における受給者は、119人であり、全体の10.6%となっています。人口比でみる被保護者の割合は

市全体では0.77%、同和地区では2.02%となっています。

ウ 無年金者対策

同和地区における中高年齢者の公的年金加入は、部落差別により、日雇いや失業など依然として雇用形態が不安定であり、このため公的年金加入率が低く、その結果受給率も低いという実態となっております。

また、同和地区住民の国民年金は就業形態上、第1号被保険者の割合が多く、保険料の納付状況については、未納率が高い状態にあります。

③ 施 策

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を確保するため、生活福祉資金を活用します。

生活保護世帯については、自立助長を図るため民生児童委員と連携を密にし、地域におけるきめこまかな福祉活動や生活指導、就労指導の促進を図ります。

また、無年金への対応については、今後検討していく必要があります。なお、国民年金による無年金者の発生を防止するた

鳥取市同和对策総合計画

平成 1 4 年 3 月

鳥 取 市

2 生活の安定と就労支援及び雇用の確保

(1) 雇用の促進と就労の安定

① 現 況

我が国の経済は長期的な景気の後退により、設備投資意欲の減退、個人消費の低迷が続いています。そのため、相次ぐ企業の倒産、リストラにより完全失業率が戦後最悪となるなど、今後も非常に厳しい雇用環境が続くことが予測されます。

このような状況の下、同和地区をはじめとする社会的弱者にとっての生活状況・雇用状況は、さらに一段と厳しい環境にあるものと考えられます。

平成12年(2000年)鳥取県実施の生活実態調査によれば、県内地区の有業者の一年間の収入・収益で見ると、「200万円未満」の合計は40.8%、「500万円以上」の合計は8.7%であります。

他方、平成5年(1993年)実施の同調査の地区数値は「200万円未満」が44.0%、「500万円以上」5.7%であり、同時点での県全体の数値は「200万円未満」が35.7%、「500万円以上」12.9%でありました。

平成12年(2000年)と平成5年(1993年)の地区の数値を比較すれば、いずれも改善がみられるものの、依然として、地区数値は、ともに平成5年(1993年)の全県数値水準に達しておらず、地区の生活・雇用環境は、いまだに厳しい状況にあることがうかがわれます。

また、産業分類別有業者数で比較すると、男性では全ての年齢層にお

いて不安定就労への集中がみられる他、零細企業への従事者や日給で生活を構築している者が多いことから本市地区住民の生活基盤の不安定さがうかがわれます。

② 課 題

厳しい生活環境のもと、地区住民の生活の安定と雇用の確保を図るためには、新規学校卒業者の様々な分野における就業の場の確保と中高年齢層を中心とした不安定な就労実態の解消に努めることが必要です。

また、企業に対しては、より一層「就職の機会均等の確保」や「職場における人権の確立・差別撤廃」を働きかけていくことが重要です。

③ 施 策

このような現況と課題を踏まえ、鳥取市としては、総合的な諸施策の活用により、地域における全体的な雇用機会の拡大を通して、就労の場の確保と雇用の安定を図る必要があります。

このため、鳥取市同和対策雇用促進協議会を中心に引き続き、新規学校卒業者及び中高年齢者の雇用促進、就職差別の解消に向けて事業主及び従業員に対する同和教育の推進等の諸施策に取り組んでいきます。

具体的には、新規学校卒業者の雇用が図られるよう、事業主に対して、採用協力を要請するとともに、鳥取市としても就職支度金制度を継続し、新規学校卒業者の就労がスムーズに行われるよう努めます。また、中高年齢者の就労が促進されるよう、職業安定行政機関等との連携により、就労情報や職業訓練情報の入手が容易に行われるための支援機能の構築を検討していかなければなりません。

地区住民の就労にあたっては、当然のように企業の理解や協力が必要

地区の実情をふまえながら「障害者福祉計画」に基づき、障害の予防から治療訓練まで一貫したきめの細かい施策を講じ、交流・啓発事業の推進や就労・介護支援を通して、自立と社会参加を促進する総合的な福祉施策を確立します。

② 施 策

障害者雇用については、雇用促進が困難なため福祉的就労の場を確保する一方で、鳥取公共職業安定所、鳥取県障害者雇用促進協会、鳥取県障害者職業センター等の関係機関と一層連携を密にし、その人の適性と能力に応じた就労を促進し、生活の安定と社会参加が図られるように努めます。

障害のある人の在宅福祉については、鳥取市障害者福祉センターを拠点に障害者デイサービス事業などの施策の活用と充実を図り、補装具、日常生活用具の給付、あるいは住宅改良助成事業等による重度障害者の住宅環境の整備によって、安定した日常生活の確保を図ります。

また、働く場や生活の場である通所施設や小規模作業所等に対する支援、ふれあい広場の開催、車いすマラソン等のスポーツ振興、福祉の店の運営等さらに「障害者の日」の制定主旨をふまえ、障害のある人に対する正しい理解と、障害のある人の社会参加を促進します。

(5) 低所得者等への支援

① 基本的な考え方

低所得者等への支援については、生活の安定と自立の促進が急務であり、高齢や疾病等により自立が困難な人々に対しては、福祉諸施策の活用及び関係機関との連携を図りつつ、必要な支援を行うほか、同和地区における生活基盤の全般的向上に資することが求められています。

② 現況と課題

ア 貸付制度

低所得世帯等に対する経済的自立を図るため、生活福祉資金（更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養資金）の貸付制度があります。

イ 生活保護

生活保護受給者の現況は、市全体では受給者1,073人のうち同和地区における受給者は、108人であり、全体の10.1%となっています。（平成13年4月1日現在）人口比でみる被保護者の割合は市全体で0.72%、同和地区では1.78%となっており、保護期間も長期化する傾向にあります。

この背景には、不安定な職種に就労している人の割合が高く、不況の影響を真っ先に受ける事例が多く見られること、また、疾病を抱える人の割合も高く、重労働に従事していた人が事務職等の軽労働に従事していた人と比べて、病後の再就労が著しく困難であったりするなど、差別から生じた複合的な要因が自立を困難とさせている状況があります。

人権の確立をめざして

— 同和地区実態把握等調査から —

2005年7月調査

(財) 鳥取県部落解放研究所

表4-14 有業者の1年間の収入(収益)別状況(15歳以上)

(単位:%)

区 分		50万円未満	50~99万円	100~149万円	150~199万円	200~249万円	250~299万円	300~399万円	400~499万円	500~699万円	700~999万円	1,000万円以上	不明	
平成5年全国調査	鳥取県	総数	5.8	6.7	16.2	15.3	18.3	10.9	14.3	5.2	3.7	1.3	0.7	1.5
		男	3.9	3.6	9.1	12.0	21.2	13.4	19.2	7.8	5.2	2.1	1.1	1.4
		女	8.7	11.5	26.9	20.1	13.8	7.2	7.1	1.4	1.4	0.2	0.1	1.6
	全国	総数	10.3	11.5	11.1	10.2	11.7	8.8	13.1	8.3	7.9	3.0	1.1	3.0
		男	4.9	4.5	7.0	8.8	12.9	10.9	17.9	12.1	11.8	4.8	1.6	2.8
		女	17.6	21.1	16.8	12.2	10.0	6.0	6.4	3.2	2.6	0.6	0.2	3.3
平成12年鳥取県調査	鳥取県	総数	8.4	8.3	11.5	12.6	14.7	10.7	13.3	7.2	5.9	2.1	0.7	4.7
		男	4.6	3.3	6.4	10.1	15.9	12.9	18.2	10.8	8.6	3.4	1.1	4.7
		女	13.3	14.6	18.0	15.8	13.1	7.8	7.1	2.6	2.4	0.6	0.0	4.7
平成17年鳥取県調査	鳥取県	総数	7.8	10.3	14.3	13.0	14.6	8.9	11.2	5.4	3.9	1.6	0.4	8.5
		男	5.1	4.9	9.3	11.7	16.8	11.5	15.2	8.2	5.6	2.5	0.6	8.5
		女	11.2	17.0	20.7	14.6	11.8	5.7	6.2	2.0	1.8	0.5	0.1	8.4
平成14年就業構造基本調査	鳥取県	総数	8.8	9.9	11.9	9.2	11.8	9.0	13.4	8.1	9.2	6.2	1.7	0.9
		男	5.4	4.3	6.5	6.7	11.1	10.5	17.2	11.5	13.2	9.6	2.8	1.1
		女	13.1	16.9	18.6	12.2	12.5	7.1	8.7	3.7	4.2	1.9	0.3	0.7
	全国	総数	5.4	10.6	8.7	6.9	9.1	7.3	12.9	9.7	11.7	8.3	3.4	5.9
		男	3.3	3.9	4.7	5.1	8.3	7.8	15.7	13.2	17.0	12.7	5.5	2.8
		女	8.4	20.1	14.3	9.5	10.3	6.7	8.9	4.6	4.2	2.1	0.4	10.3

有業者の過去1年間の収入(収益)の状況を見ると、「収入なし及び50万円未満」が7.8%、「50~99万円」10.3%、「100~149万円」14.3%、「150~199万円」が13.0%となっており、県の同和地区の有業者の場合「200万円未満」が45.4%を占めている。前回調査の40.8%と比較すると、4.6ポイント増加している。

さらに、「250万円未満」で見ると、同和地区の場合60.0%で、前回調査の55.5%より4.5ポイント増加している。また、県平均(平成14年)の51.6%と比較すると、8.4ポイントも高くなっている。収入の面では、5年前より低下し、さらに県平均より相当に低いことは明白である。

一方、「250万円以上」が、県平均の47.6%に対し、同和地区の場合は31.4%しかなく、格差は16.2ポイントとなっている。

性別で見ると、同和地区の男女間における収入面での格差は大きい。「常雇」と「臨時雇・日雇」の差ともいえるが、同和地区の「男」の場合、「250万円未満」が47.8%に対し、「女」は75.3%となっている。

6 世帯の経済

(1) 世帯の経済状況及び生活保護

表6-1 世帯の経済状況

(単位：%)

区 分		総 数 (人)	住民税所得割課税のない世帯	住民税所得割課税世帯			住民税所得割課税世帯	不 明
				生活保護世帯	住民税非課税世帯	住民税均等割課税世帯		
平成2年 鳥取県調査	鳥取県	-	32.4	5.8	9.1	17.5	66.3	1.4
平成5年 全国調査	鳥取県	1,264	35.4	3.4	11.5	20.5	64.3	0.3
	全 国		39.5	7.0	18.8	13.7	58.2	2.3
平成12年 鳥取県調査	鳥取県	5,654	30.7	3.0	11.4	16.3	65.6	3.8
平成17年 鳥取県調査	鳥取県	5,496	33.4	3.7	15.2	14.5	54.4	12.2

世帯の経済状況を見ると、「住民税所得割課税世帯」54.4%となっており、前回調査と比較すると11.2ポイント低くなっている。

また、「住民税所得割課税のない世帯」は33.4%となっており、前回調査と比較すると2.7ポイント増加している。

表6-2 生活保護の受給状況

(単位：%)

区 分		同 和 関 係		報 告 市 町 村 全 体	
		被保護人員(人)	保護率(%)	被保護人員(人)	保護率(%)
平成5年 全国調査	鳥取県	347	14.7	3,539	6.7
	全 国	46,422	6.7	454,501	6.6
平成12年 鳥取県 地区概況調査	鳥取県	349	16.0	3,135	5.7
平成17年 鳥取県 地区概況調査	鳥取県	398	19.7	3,622	6.4
平成16年 全国一斉調査	全 国				10.8

生活保護の受給状況を見ると、「同和関係の保護率」は19.7%となっており、「報告市町村全体の保護率」6.4%の3.1倍となっている。

また、前回調査と比較すると、「報告市町村全体の保護率」が0.7ポイント増加したのに対し、「同和関係の保護率」は3.7ポイント増加している。

右正写致しました

弁護士 駒井重忠

